







用状況や、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）における重大事態への対処の規定等を踏まえ、26 年 7 月に同指針を改定し、公表しました。

さらに、同指針の改定を踏まえ、各教育委員会等及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請しています。

文部科学省では、平成 20 年度から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の在り方や、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について調査研究を行っており、26 年 7 月には、これらの検討の結果として、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成、公表しました。28 年度は、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図りました。

#### これからの取り組み

これまでの児童生徒への取り組みを見ると、実態把握や生命を尊重することの大切さといった道徳教育が中心となっていました。しかし、平成 28 年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえた抜本的な見直しに伴い、新たに作成された「自殺総合対策大綱」によると、「いじめを苦にした子どもの自殺の予防」、「学生生徒への支援充実」、「SOS の出し方に関する教育の推進」、「子どもへの支援の充実」、「若者への支援の充実」、「若者の特性に応じた支援の充実」、「知人への支援」といった項目が挙げられています。また、厚生労働省が平成 28 年 10 月に実施した「自殺対策に関する意識調査」においては、「どのようなことを学べば、自殺予防に資すると思うか」と尋ねたところ、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」（71.2%）、「ストレスへの対処方法を知ること」（51.4%）、「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」（50.3%）となっていました。今後は命の大切さを知るといった道徳教育から一歩進み、実際に危機的な立場に立たされた時どのように対処するか、またその対処をするための心の敷居を下げる教育へと進んでいくものと思われます。

#### 参考文献

厚生労働省、2015、『平成 27 年版自殺対策白書』

厚生労働省、2017、『平成 29 年版自殺対策白書』

厚生労働省、2017、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」

文部科学省、2017、「平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

#### 【3】お知らせ・・

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版 HP をご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターの HP を開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコン HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版 HP も開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯 HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

#### 【4】編集後記.....

北海道の短い夏も終わり、木々の葉もすっかり色づきました。これから日が短くなり長い冬に近づいていくと考えると少し暗い気持ちになる気もしますが、たまには月見に団子でも食べて秋を満喫するのもいいかもしれないと、いかにも太りそうな計画も立てております。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.100 は、2017年10月末に配信予定です。

\*お問い合わせ先\*

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通16丁目北6番34号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail [hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp)